

■ 審議会 > 宮古市再生可能エネルギー推進審議会

所掌事項

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 市の再生可能エネルギーの導入に関する施策についての重要事項を調査審議すること。

設置根拠

宮古市再生可能エネルギー推進条例（令和5年宮古市条例第3号）

設置年月日

R5. 4. 1

委員定数

5人

委員任期

3年

現任委員発令日

R5. 7. 5

現任委員任期満了日

R8. 7. 4

担当課

エネルギー・環境部エネルギー推進課

TEL : 68-9079

内線 1712

FAX : 63-9114

E-mail : energy@city.miyako.iwate.jp

備考